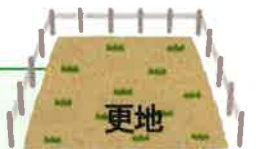


老朽建築物の除却、 戸建建替えの費用を助成しています。 不燃化特区地区内で 老朽建築物の除却や建替えを行うと、 固定資産税・都市計画税の減免が受けられます！

不燃化特区指定日以降平成32年12月31日までに老朽建築物の除却または耐火・準耐火建替えをすると、下記のような税の減免を受けることが可能です。※



老朽建築物を取り壊して 更地にした場合



土地に対する固定資産税・都市計画税について最長5年間、
住宅の敷地並みに軽減されます。

- ※ただし、更地にした土地が適正に管理されていること、
収益事業を行っていないことが要件となります。
- ※自費で除却する場合、減免を受けるには除却前に区への
老朽建築物の認定申請が必要になります。
- ※都税事務所への減免申請期限は6月末です。



耐火・準耐火建築物へ 建替えを行った場合



家屋に対する固定資産税・都市計画税について最長5年間、
10割の減免が受けられます。

- ※ただし、取り壊した家屋と建替えた住宅の所有者が同一
であること、住居部分が1/2以上などの要件があります。
- ※都税事務所への減免申請期限は、新築した年の翌々年
(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日です。



税の減免にはお手続きが必要です！

減免の要件や必要書類などについては、世田谷都税事務所にてご確認ください。

世田谷都税事務所 固定資産税係 03-3413-7111 (代表)

■ お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2871 (直通) FAX：03-5432-3055 (担当：富上^{とがみ}、青木^{あおき}、澤田^{さわだ}、金田^{かねだ})

北沢総合支所 街づくり課 〒155-8666 東京都世田谷区北沢2-8-18

電話：03-5478-8031 (直通) FAX：03-5478-8019 (担当：成瀬^{なるせ}、岡崎^{おかざき}、小出^{こいで}、村田^{むらた})